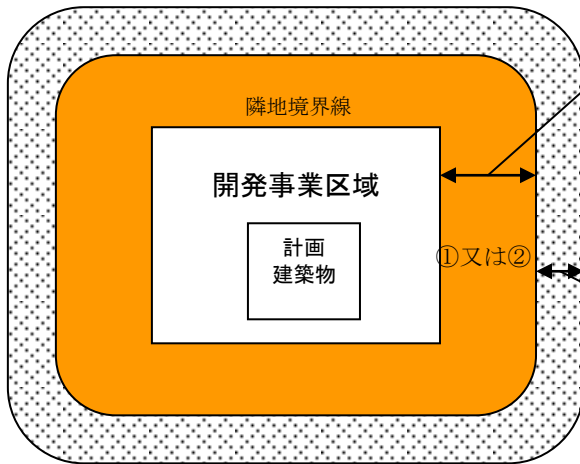
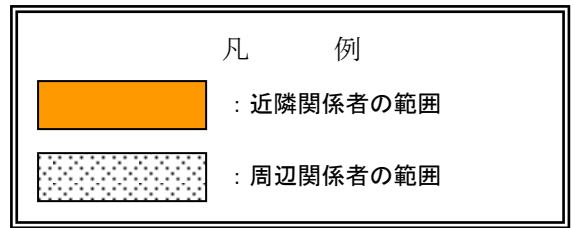


# 近隣関係者等の範囲

## 1 大規模開発事業

### 1) 中高層建築物以外・建築物の建築を伴わない場合



#### 近隣関係者の範囲

##### ① 中高層建築物以外の開発事業の場合

開発事業区域の境界線からの水平距離が計画建築物の最高の高さの2倍を超えない範囲の土地所有者等(その範囲が10mに満たない場合は、10m以内)

##### ② 建築物の建築を伴わない開発事業の場合

開発事業区域の境界線からの水平距離が10m以内の土地所有者等

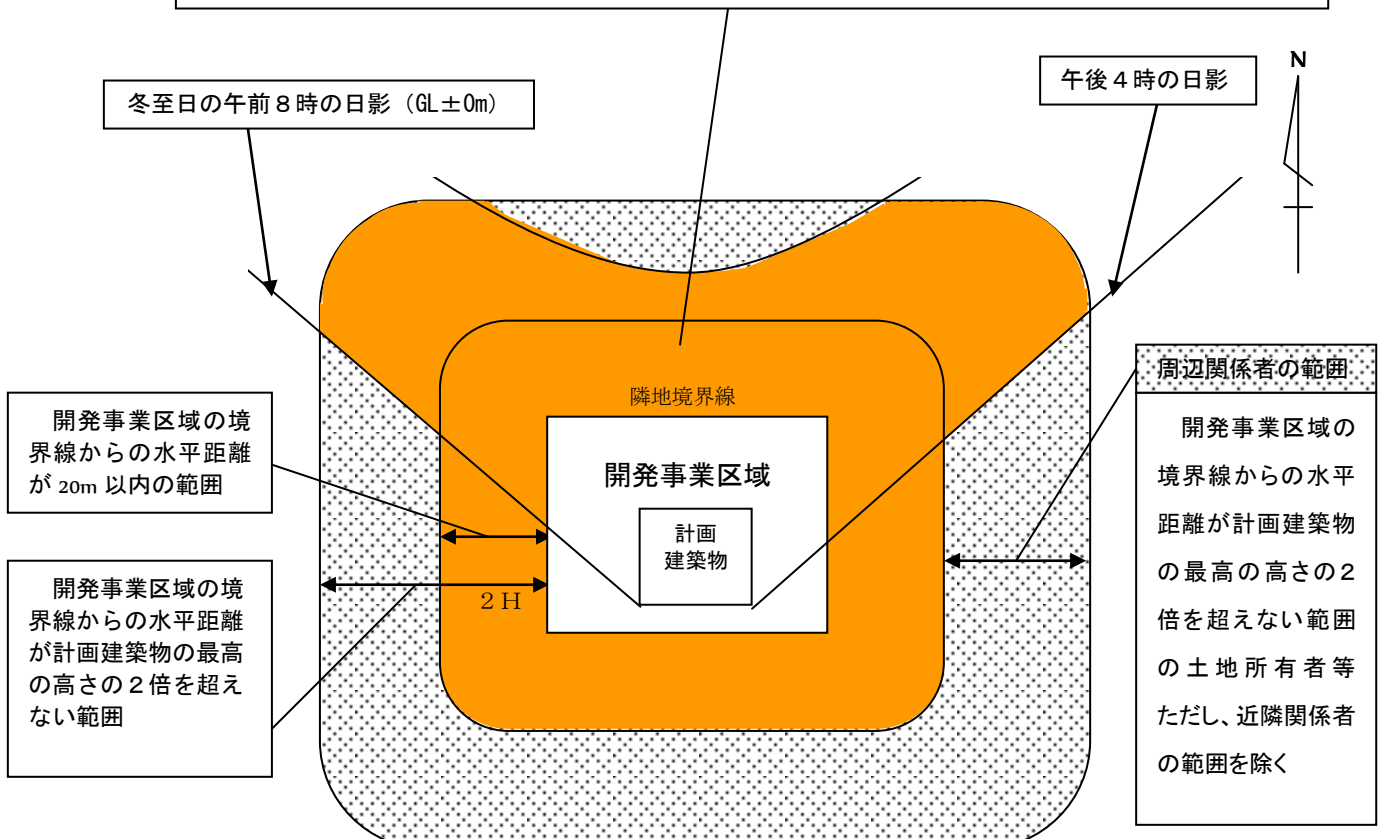
#### 周辺関係者の範囲

開発事業区域の境界線からの水平距離が計画建築物の最高の高さの2倍を超えない範囲の土地所有者等(その範囲が20mに満たない場合は、20m以内)ただし、近隣関係者の範囲を除く

### 2) 中高層建築物の場合

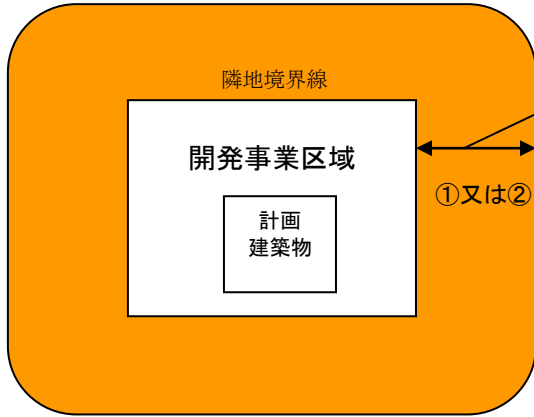
#### 近隣関係者の範囲

開発事業区域の境界線からの水平距離が20m以内にあるもの及び開発事業区域の境界線から当該開発事業に係る建築物の高さのうち最高の高さの2倍を超えない範囲内であり、かつ、当該開発事業に係る建築物により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影が地盤面に生ずる土地所有者等



## 2 大規模開発事業以外の開発事業

### 1) 中高層建築物以外・建築物の建築を伴わない場合



- 近隣関係者の範囲
- ④ 中高層建築物以外の場合  
開発事業区域の境界線からの水平距離が計画建築物の最高の高さの2倍を超えない範囲の土地所有者等（その範囲が10mに満たない場合は、10m以内）
  - ⑤ 建築物の建築を伴わない開発事業の場合  
開発事業区域の境界線からの水平距離が10m以内の土地所有者等

### 2) 中高層建築物の場合

近隣関係者の範囲

開発事業区域の境界線からの水平距離が20m以内にあるもの及び開発事業区域の境界線から当該開発事業に係る建築物の高さのうち最高の高さの2倍を超えない範囲内であり、かつ、当該開発事業に係る建築物により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影が地盤面に生ずる土地所有者等

